

仕様書(案)

(適用)

第1条 この仕様書は、地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立中央病院（以下 中央病院）が発注する受変電設備保守点検業務委託に適用するものである。

(目的)

第2条 山梨県立中央病院の保安規程に則り、受変電設備の精密及び定期点検を行う。

(履行場所)

第3条 山梨県甲府市富士見一丁目1-1

(施行の原則)

第4条 本業務の実施に当たっては、仕様書、契約書に基づいて行うものとし、これらに明記なき事項、疑義が生じた時には監督員と協議しなければならない。

(対象範囲)

第5条 本業務の対象範囲は次のとおりとする。

- ① 特高受変電設備・瞬低対策装置（明電舎製）
- ② 高圧受変電設備定期点検
- ③ 第二電気室高圧遮断器精密点検 8台
- ④ その他必要なもの

(委託内容)

第6条 本業務の委託内容は次のとおりとする。

① 特高受変電設備

1 一般事項

- ・外部点検 異常音等がないこと、塗装の剥離等がないこと、ボルトナットの緩み・パッキン類及びモールド端子に亀裂等がないこと他
- ・計器指示確認 連成計（ガス圧力）の指示値及び警報設定値の確認、ランプテスト他
- ・制御装置点検 配線の緩み・マイクロスイッチ・ヒーター回路の状態確認他
- ・その他 制御部・床等の清掃、ガス圧低下の警報回路試験、ガスリークチェック他

2 断路器

- ・一般構造確認 外観・表示確認、手動操作確認、インターロック機構の確認他
- ・操作機構確認 締付箇所・連結部・ばね等の確認他
- ・測定試験 絶縁抵抗試験他

3 遮断器

- ・一般構造確認 外観・表示確認、手動投入・手動引出し・引出し自由・手動畜勢確認
- ・操作機構確認 締付箇所・連結部・掛合部・遮断緩衝器等の確認、開閉器動作特性他
- ・制御装置確認 配線・制御開閉器等の確認他
- ・測定試験 絶縁抵抗試験等、最低動作圧試験、遮断器機構部寸法測定試験、V I 真空度チェック他

4 変圧器

- ・外観点検 鉄心・クランプリング等の発錆・腐食等の確認、ボルトの締め付け確認、スペーサのずれ確認、清掃等他
- ・故障表示 ランプテスト確認他

- ・ 温度計確認 現在、警報・最高温度指示値の確認、透視板の亀裂の有無、警報接点導通
チェック他
- ・ スペースヒーター 断線の有無
- ・ 測定試験 絶縁抵抗測定

5 継電器特性試験

② 高圧受変電設備定期点検

- 1 清掃・点検 締付・マーキング確認、遮断器・開閉器等の開閉状態及び表示、清掃状
況他
- 2 継電器特性試験
- 3 高圧絶縁抵抗測定
- 4 接地抵抗測定

③ 第二電気室高圧遮断器精密点検

- 1 一般構造確認 外観・表示確認、手動投入・手動引出し・引出し自由・手動畜勢確認、イ
ンターロック機構の確認他
- 2 極性 V I、絶縁フレーム・絶縁ロッド、導体・断路部・コーベル銅板確認他
- 3 操作機構確認 連結部・掛合部等、注油、遮断緩衝器等の確認他、V Iのワイプ・スト
ロックの寸法確認、制御装置確認
- 4 測定試験 投入及び引出し試験、最低動作圧試験、絶縁抵抗測定試験、開閉特性試験、
真空度チェック他

(作業上の留意点)

第7条 下記の点に留意し、作業を行うものとする。

- 1 作業を行う前に監督員と綿密な打合せを行うこと。
- 2 作業は他の機器や設備に損傷を与えないように行うこと。
- 3 試験点検で使用する機器等については、全て請負者が用意すること。
- 4 試験点検中に部品の破損、紛失等が生じた場合は、請負者の責により取替を行うこと。
- 5 作業の結果不具合を発見した場合は、監督員と協議し、軽微なものについては修理、調整を行うこと。
- 6 本特記仕様書に記載されていない事項であっても、甲乙協議の上、装置の機能上当然必要とされる点検
試験等については行うこと。
- 7 安全対策には万全を期すこと。
- 8 請負業者は、現場の電気設備を十分に調査し、院内の重症患者の処置機器へ電源供給されていること
を踏まえ、停止・復電手順上、間違えのないよう十分検討するとともに既存設備を十分理解した上で、
停電及び復電手順書を作成すること。なお、手順書は監督員の承諾を得るとともに、発注者受注者双方
で読み合わせ確認を行うこと。
- 9 停電及び復電作業後、院内の機器の動作に問題がないか確認すること。

(点検時期)

第8条

本委託の施工時期は、次のとおりとする。なお、詳細については監督員と協議し決定するものとする。

- | | | |
|---------------|-----|---------------|
| コージェネ系電源切替 | ・・・ | 令和6年10月17日(木) |
| コージェネレーション系電源 | ・・・ | 令和6年10月18日(金) |
| 予備発電系電源 | ・・・ | 令和6年10月19日(土) |
| 商用電源 | ・・・ | 令和6年10月20日(日) |

(安全対策)

第9条

- 1 患者・職員等に危害を加えないよう周辺の安全状況を十分確認し、作業にあたるものとする。
- 2 停電・復電作業においては、検電を実施し安全を十分確認するとともに、問題が発生した場合はただちに監督員に報告し、指示に従うこと。

(提出書類)

第10条

提出すべき書類、報告書は次のとおりである。これらの書類は原則としてA4サイズとする。

報告書	1部(紙)
作業写真	1部
その他必要なもの	1部